

**マイナンバー制度に伴う県税の賦課徴収等に関する事務における
「特定個人情報保護評価書」(案)について、
県民の皆さんのご意見・ご提案を募集しています。**

兵庫県では、マイナンバー制度の導入に伴い、県税事務・税務システムにおいても個人番号を保有しています。このため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）の規定により、**県税の賦課徴収等に関する事務**での特定個人情報の取扱いにおけるセキュリティ対策について検討し、「特定個人情報保護評価書」（以下「評価書」という。）を作成のうえ、国の個人情報保護委員会に提出し、公表しています。

令和2年度に評価書の再評価を実施してから5年が経過することから、評価書の内容を精査し再評価を行います。再評価にあたっては、県民の皆様のご意見を反映するため、意見を募集いたします。

なお、ご意見などについては、評価書を策定するにあたっての参考とさせていただきますとともに、ご意見等の概要とこれに対する県の考え方を、最終決定した評価書とともに発表させていただきます。

1 公表資料

- (1)「特定個人情報保護評価書」(案)の概要
- (2)「特定個人情報保護評価書」(案)
- (3)特定個人情報保護評価の概要

※(1)、(3)はパブリック・コメントに際しての参考資料

2 公表資料の閲覧方法

(1) インターネット

兵庫県庁ホームページ（暮らし・教育＞生活＞税金・公金収納）に掲載

アドレス https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk22/hogohyouka_zeimu.html

(2) 県民情報センター

県民情報センター（神戸市中央区下山手通5-10-1 兵庫県庁1号館1階）

(3) 郵送

送付をご希望の方は、宛先（送付先）を記入し、270円の郵便切手を貼った定形外封筒を下記のご意見等の提出先まで送付してください。

なお、お送りする資料は、「特定個人情報保護評価書（全項目評価書）案」のみであり、その他の参考資料はお送りできませんのでご了承ください（県民情報センターおよび地域県民情報センターでは、参考資料を含めてすべての資料がご覧いただけます）。

3 ご意見・ご提案の提出

(1) 受付期間

令和7年7月25日（金）から令和7年8月25日（月）まで（必着）

(2) 提出方法

ア 記載様式は自由です（よろしければ裏面の様式をご利用ください。）。

イ 提出いただいたご意見等の内容確認のため、こちらから照会させていただく場合がありますので、住所（所在地）、名前（団体名）、電話番号のご記入をお願いします。

ウ 下記の提出先まで、電子メール、Fax、郵送、直接持参により提出してください。

なお、お電話でのご意見等の提出はご遠慮いただいておりますのでご理解ください。

(3) 提出先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1

兵庫県財務部税務課課システム・管理班

電話：078-362-3028 Fax：078-362-3906

e-mail：zeimuka@pref.hyogo.lg.jp

【ご意見等提出様式】

県税の賦課徴収等に関する事務における特定個人情報保護評価書
(全項目評価書) 再評価に対するご意見・ご提案

ご意見・ご提案	<ご意見・ご提案のある箇所（ページ数、項目名、表題など）>	
	<ご意見・ご提案の内容>	
連絡先	住所	
	氏名	
	電話番号	
	E-mail	

※1枚で書ききれない場合は、どのような用紙をお使いいただいても結構です。

※提出いただいたご意見等の内容確認のため、こちらから照会させていただく場合がありますので、住所（所在地）、名前（団体名）、電話番号、メールアドレスのご記入をお願いします

(送付先)

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1

兵庫県財務部税務課システム・管理班

電話：078-362-3028

Fax：078-362-3906

E-mail：zeimuka@pref.hyogo.lg.jp